## 本市のスポーツに関する事務の所管等(経緯)について

1 スポーツに関する事務は、平成12年度までは本市教育委員会の権限としていたが、平成13年度からは市長(市民局)が、法律により明確に教育委員会の権限である事務(①スポーツの振興に関する計画に関すること、②スポーツ振興審議会に関すること、③体育指導委員に関すること。)を補助執行し、その他の事務(学校における体育に関することを除く。)は市長の権限として行ってきた。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に基づき、「広島市教育に関する 事務の職務権限の特例に関する条例」を制定し、平成20年度から、補助執行して いた事務も市長の権限とした。

2 平成14年9月に、スポーツ振興審議会とは別にスポーツ振興計画検討委員会を 市長の権限で設け、スポーツ振興計画の策定に取り組んだが、策定に至らなかった。 なお、スポーツ振興審議会の委員は、平成15年2月以降選任していない。(審議 会の最後の開催は平成14年10月)

## (参考) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正

平成19年6月27日に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布された(平成20年4月1日施行)。

この改正 (第24条の2の追加) に伴い、条例で定めるところにより地方公共団体の長がスポーツに関する事務 (学校における体育に関することを除く。 以下同じ。) を管理・執行することができることが明確になった。

## 【参考】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

- 第24条の2 前2条の規定にかかわらず、<u>地方公共団体は、</u>前条各号に掲げる もののほか、<u>条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号</u> に掲げる教育に関する事務のいずれか又はすべてを管理し、及び執行すること とすることができる。
  - (1) スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)。
  - (2) 文化に関すること(文化財の保護に関することを除く。)。
- 2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

この改正の趣旨は、地域の実情や住民のニーズに応じ、「地域づくり」という 観点から、スポーツに関する事務を他の地域振興等の関連行政とあわせて、地 方公共団体の長において一元的に所掌することを可能にしたものである。

## 広島市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

平成20年3月28日 条 例 第 3 2 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第24条の2 第1項の規定により、市長は、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

- (1) スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)。
- (2) 文化に関すること(文化財の保護に関することを除く。)。

附則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 広島市スポーツ振興審議会条例(昭和51年広島市条例第42号)の一部を次のよう に改正する。

第6条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条中「教育委員会事務局」を「市民局」に改める。

第8条中「教育委員会」を「市長」に改める。